

## 「大一・大二運ダイヤ改正（行路・交番）」に関する業務委員会開催！

2月8日、地本は「大一・大二運ダイヤ改正（行路・交番）」に関する申し入れについて、関西支社と業務委員会を開催しました。参加者は、組合側は、渡邊副委員長、下茂副委員長、高原運輸担当部長、梶田運輸担当部長、田川運輸担当部長。会社側は、足立人事課課長代理、三浦運輸課課長代理、紫牟田車両課課長、川村人事課係長でした。

「申」第7号「大阪第一・第二運輸所ダイヤ改正（行路・交番）」に関する申し入れ（2024年1月19日申入）

### 1. 勤務指定について

①小交番制を廃止し、大交番制とすること。

【回答】そのような考えはない。小交番制は、担当する行路を繰り返し乗務することにより、行路の特徴をきめ細かく、習熟することができるため、事故防止につながると考えている。

②交番順序「乗組、予備、乗組、予備、予備、予備」の6か月パターンを「乗組、予備、乗組、予備、乗組、予備」とすること。

【回答】そのような考えはない。定期列車の本数は変わらず、臨時列車が増加しているため、全業務量に占める定期行路の業務量の割合は、年々減少傾向にあるため、交番ローテーションは現行の通りとする。

③各乗務員の交番順序（6か月パターン）を2月末までには明らかにすること。

【回答】そのような考えはない。現在、就業規則を上回る措置として、交番勤務者に対して休日予定発表を行っているところである。また、令和2年1月の勤務より予備月についても、前月25日時点で翌月の勤務発表可能な行路及び年休については発表しており、生活設計により配慮した形になっている。

④交番順序表における「又は休」指定行路について全ての指定を廃止し、解除すること。

【回答】そのような考えはない。

### 2. 準備報告時間について

①車掌、運転士における準備報告時間の作成基準を明らかにすること。

【回答】準備報告時間については、各項目の詳細を明らかにする考えはないが、業務に必

要な時間は確保している。

②臨行路における案内カードは会社が責任を持って作成すること。

【回答】現状で対処されたい。

### 3. 行路について

①運転士臨行路のW行路における大一両への入出庫担当を廃止すること。

【回答】行路は、列車ダイヤ及び就業規則等を踏まえつつ、労働時間や列車種別・行先地など多くの要素を考慮して適切に作成しており、現行通りとする。行路効率に加え、他所の入出庫経験は必要であるため、本線行路に入出庫をつける必要がある。

②イ. 大一運：B 3 1 9 行路(新横浜拍行路)の本線留置（1 9 2 7 A）になった時の着後の付加時間8分とすること。

【回答】必要な時間は確保しており、現行通りとする。また、その他の理由により、出先（到着）点呼が遅くなる場合は、現行通り自所当直に一報されたい。

ロ. 上記手歯止め装着時、点呼に遅れる時は指令より関係個所に連絡し、運転士からの自所当直への連絡は、省略すること。

【回答】行路は、列車ダイヤ及び就業規則等を踏まえつつ、労働時間や列車種別・行先地など多くの要素を考慮して適切に作成しており、現行通りとする。

③東京段落ち時間を2時間以内で作成すること。

大一運：MTB 3 0 1 行路、3 0 2 行路

大二運 MTB 4 0 1 行路、4 0 3 行路

【回答】行路は、列車ダイヤ及び就業規則等を踏まえつつ、労働時間や列車種別・行先地など多くの要素を考慮して、適切に作成しており、現行通りとする。

④食事時間については、十分な時間を確保すること。労働外時間として30分以上を確保すること。

イ. 大一運：MTB 3 1 2 行路、MTB 3 1 4 行路

ロ. 大二運：B 4 1 2 行路、MTB 4 1 8 行路

【回答】行路は、列車ダイヤ及び就業規則等を踏まえつつ、労働時間や列車種別・行先地など多くの要素を考慮して適切に作成しており、現行通りとする。一部休憩時間が短い箇所があるが、その前後いずれかの労働外時間を長く設定するなどの配慮を行っている。

⑤運転士交番の居流し行路を泊行路と差し替えること。

【回答】行路は、列車ダイヤ及び就業規則等を踏まえつつ、労働時間や列車種別・行先地など多くの要素を考慮して、適切に作成しており、現行通りとする。

⑥AB廻しの折り返し時分を、可動柵の閉扉確認時間を考慮し15分以上とすること。

【回答】AB廻しの折り返し時分は、編成長等を踏まえ、適切に設定している。

### 4. その他

①「季節列車」の本数と列車番号を明らかにすること。

【回答】列車本数1本（上り3214A）

②乗務員の一日の基準労働時間を、7時間から6時間45分に変更すること。

【回答】そのような考えはない。

③概算統合による作業競合と移動時間増のため車掌の準備報告時間を増やすこと。

【回答】準備報告時間については、業務に必要な時間は確保している。

④「予備待機者」の勤務は、前月25日の勤務指定表で指定すること。出勤予備の具体的勤務種別を指定すること。

【回答】確保予備について、そのような考えはない。令和2年1月の勤務より、予備月についても、前月25日時点で、翌月の勤務発表可能な行路及び年休については発表しており、生活設計により配慮した形になっている。

⑤大一運、大二運の車掌長、車掌、運転士それぞれの基準人員を明らかにすること。

【回答】職種別の基準人員について明らかにする考えはない。

⑥3月ダイヤ改正時の乗務員数を明らかにすること。

【回答】1月時点で両運輸所合わせて約620人。

⑦定例訓練の待ち時間は1時間以内とすること。また、待ち時間を労働時間とすること。

【回答】待ち時間を労働時間として、取り扱う考えはない。訓練指定に対しては、待ち時間が短くなるよう配慮しているが、訓練期間や勤務変更等により、場合によっては1時間以上の指定になることがある。

⑧規程類等の訂正にかかる時間と、乗務員の申告による超勤申請についてはこれを認め、労働時間とすること。

【回答】規程類の訂正作業について、必要な時間は措置している。

⑨専任社員専用の行路を作成すること。

【回答】専任社員は、あくまでも社員と同様に勤務する意欲及び能力を有する者を雇用しており、高齢者であることを理由に業務内容・勤務形態とすることは考えていない。

⑩専任社員の予備月はマイナス（時短）行路を充当すること。）

【回答】専任社員は、あくまでも社員と同様に勤務する意欲及び能力を有する者を雇用しており、高齢者であることを理由に業務内容・勤務形態とすることは考えていない。

以上